

空き家バンク制度

**空き家の所有者と、空き家の利用希望者との
橋渡しをする制度ができました！**

空き家をお持ちの方

物件を空き家バンクに登録し、利用希望者を募ることができます。



空き家をお探しの方

登録した物件の所有者と、売買や賃貸について交渉できます。



登録等の手続きについては、裏面をご覧ください。

【お問合せ先】下関市建設部住宅政策課 住宅政策係 (TEL) 083-231-1941

空き家バンクの流れ



空き家をお持ちの方

1 物件の登録

次の必要書類を住宅政策課までご提出ください。

市で現地確認後、窓口台帳とホームページに物件の概要情報を掲載します。

物件登録の必要書類	備考
① 物件登録申込書(様式第1号)	記入した交渉窓口の連絡先は、利用希望者に開示されます。
② 空家等の位置図	手書のものも使用できます。
③ 空家等の写真	空き家の外観が分かるもの。 普通紙に印刷したもので可
④ 固定資産(土地・家屋)課税台帳兼名寄帳 または 登記の全部事項証明書の写し	名寄帳は資産税課(083-231-1473)に、登記は法務局(083-234-4000)にそれぞれ取得方法をご相談ください。
⑤ 本人確認書類	個人番号カード又は運転免許証等の写し

2 利用希望者との交渉

利用希望者が現れたら、

市より利用希望者の連絡先を通知しますので、交渉を開始してください。



空き家をお探しの方

1 物件の閲覧

住宅政策課窓口とホームページにて、登録物件の情報を閲覧できます。

2 物件の確認と所有者との交渉

現地確認のために物件の住所を知りたい場合や、

所有者との交渉を希望する場合、利用者登録が必要です(ホームページからオンラインでの申請も可能です。詳細はホームページをご確認ください)。

書面で申請する場合は、以下の資料が必要です。

利用者登録の必要書類	備考
① 利用者登録申込書(様式第6号)	利用者登録と併せて、物件の照会も可能です。
② 本人確認書類	個人番号カード又は運転免許証等の写し
③ 返信用封筒(切手を貼付したもの)	登録通知書送付用

【注意事項】

- ①成約までの間、物件は、所有者が責任を持って管理してください。
- ②交渉や契約は、当事者間で行うものとし、市はこれに関与しません。
- ③トラブル防止のため、契約にあたっては宅地建物取引業者へ仲介を依頼することを推奨します。
- ④農地の売買、賃貸、贈与には農業委員会の許可が必要です。
- ⑤不動産業者が自己所有する物件の登録はお断りします。

下関市空き家バンクナビ
ホームページはこちら↓

